

空き家等支え合い拠点づくり事業助成金について



第2層協議体と連携し、伊勢崎市内の空き家や以前店舗などで使っていた空スペースを活用した居場所等に対し、地域支え合い活動の拠点として活動を広げていくため必要な改修・修繕・備品購入等を支援する助成金です。

- 対 象** 地域支え合い活動の拠点として活用する空き家・空スペース等
※第2層協議体と連携していない地域活動団体等、居場所等は除きます
- 助 成 額** 1か所につき300,000円まで（単年度のみ申請となります）
※対象となる経費(例)：住宅改修・修繕（トイレ・スロープ・手すり等）
備品整備（冷暖房設備・棚・机・いす・健康器具等）
- 受付期間** 4月から12月末まで

【申請手続きについて】

① 第2層協議体で話し合い、申請する活動拠点（空き家または空スペース）を決める（決めること）

- ・申請する活動拠点（空き家または空スペース）
- ・事業内容（そこで何をするか）、改修場所、購入備品等（どこを改修するか、何をかうか）
- ・振込口座



② 申請書類を作成する

（作成書類）

- ・空き家等支え合い拠点づくり事業助成金交付申請書
- ・空き家等支え合い拠点づくり事業計画書
- ・空き家等支え合い拠点づくり事業収支予算書

（添付書類）

- ・振込口座通帳の写し（表面・表面裏）
- ・役員または主たる活動者名簿

※申請書類は社協ホームページからダウンロード可能です。

※書類作成はSCがお手伝いします。



② 申請書類一式を提出する

（提出先）伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課

※SC経由で大丈夫です。赤堀・あずま・境地区は支所経由で大丈夫です。

- ◆審査会にて書類等を審査の上、交付決定の際は交付決定通知書により通知します。
- ◆必要に応じて現地調査を行います。
- ◆事業完了後に空き家等支え合い拠点づくり事業実績報告書等を提出していただきます。

事務局：社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課 電話 25-4546
（赤堀支所 ☎62-0066 あずま支所 ☎20-2666 境支所 ☎74-5294）